

**3/25 (日)****四日市市役所にて『日曜窓口』を開設します！**

日曜日に市役所の窓口を開きます。平日は忙しくて手続きに行けないという人は、ぜひご利用ください。また、近隣市町（桑名市・いなべ市・鈴鹿市・亀山市・東員町・菟野町）、津市、松阪市も同じ日に窓口を開きますので、開設する市町間の転入・転出の手続きは1日で済ませることができます。

**日時** 3月25日（日）8：30～17：15

## ◆日曜窓口の場所と内容

（詳細は、「広報よっかいち2月下旬号」をご覧ください）



	窓口	取扱業務
市役所1階	市民課 ☎354-8152	転入・転出届などの手続き（個人番号カード・住基カードを利用する転入・転出届は除く）、戸籍の届け出、住民票の写し（広域交付分は除く）・戸籍の証明書の交付、印鑑登録・証明書の交付、各種税証明書の交付 ★窓口にお越しいただく人の本人確認書類が必要です。代理人などが請求する場合は、それ以外に委任状が必要です。
	こども保健福祉課 ☎354-8083	児童手当、子ども医療費助成の手続き
ロビー	外国人市民向け生活オリエンテーション（生活情報案内）も開設しています。（10：00～12：00、13：00～15：00）	
2階	市民税課 ☎354-8133	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更など（四日市市発行のナンバープレートのみ）
3階	保険年金課 ☎354-8159 354-8161	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続き
	介護・高齢福祉課 ☎354-8427 354-8190	要介護認定申請の受付、介護保険料の相談・収納など
9階	学校教育課 ☎354-8250	市立小・中学校の転校、新入学の手続きなど

※3月25日に「日曜窓口」業務を行うのは、上記場所のみです。各地区市民センターでは開設していませんので、ご注意ください。

回																					
覧																					

## スジなし、ごった煮、文句なし スマホ&タブレットお楽しみ会

スマホ、タブレットを手に入れたものの、どうしたものかとお悩みの方  
お楽しみ案内人と一緒に楽しく情報交換しませんか？

**場所** 富洲原地区市民センター 2階 小会議室

**日時** 第1回 3月16日（金）13：00～

第2回 3月23日（金）13：00～

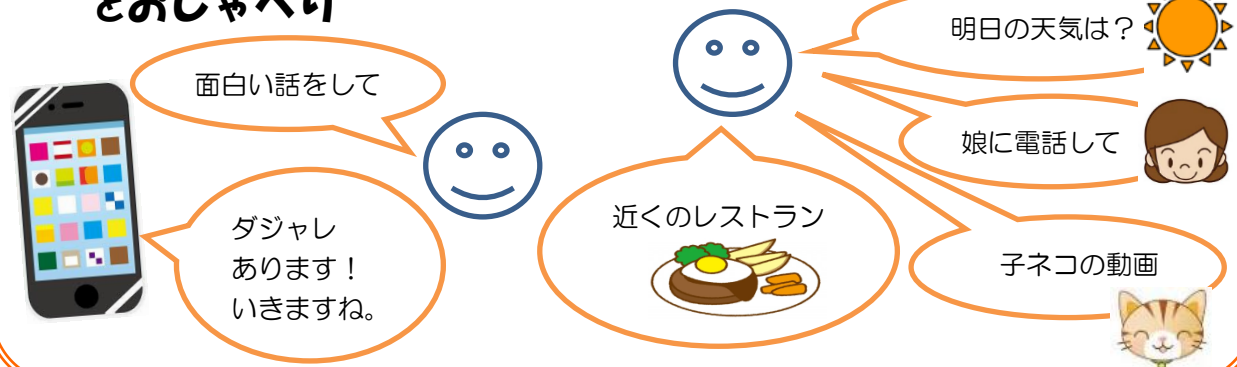
**問合せ先** 富洲原地区市民センター ☎365-1136

まさかタブレットを  
鍋敷きに  
してませんよね!?

**おすすめアプリ紹介！**

スマホ&タブレット  
とおしゃべり

声で操作しちゃおう！

**3/17 (土)****ふれあい料理教室に参加しませんか!?**

**日時** 3月17日（土）10：00～＜申込不要＞

**場所** 富洲原地区市民センター2階調理室

**持ち物** 材料費600円、エプロン、三角巾

**問合せ** 食生活改善推進協議会 伊藤 ☎365-6699

初めての方大歓迎!!  
毎月第3土曜日に  
あります。



平成30年4月～平成31年3月までの「ごみ収集日程表」を  
広報よっかいち3月上旬号と一緒に配布します。  
※大切に保管してください。

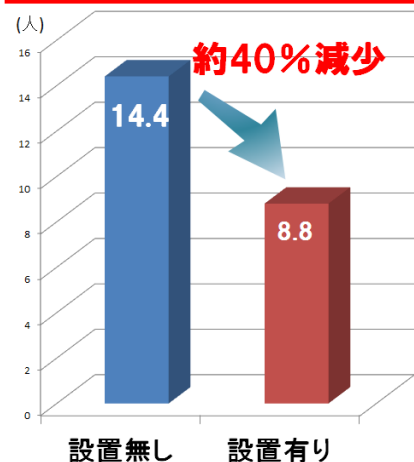
# 住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器を設置している場合は設置していない場合に比べ、死者の発生数が約40%減少しています。

(平成26年～平成28年におけるデータ)



## 住宅火災100件当たりの死者数



### 住宅用火災警報器が役立つ話①

就寝中に、寝室に設置された住宅用火災警報器が発報したので、隣室を確認すると、照明器具付近から炎が上がっているのを発見した。発見後、直ちに照明器具に被っているタオルを手で払うとともに、もみ消したため、大事には至りませんでした。

### 住宅用火災警報器が役立つ話②

寝室にてテレビを観ていたところ、寝室に設置されている住宅用火災警報器の音で煙に気づき、台所を見ると灰皿内のたばこが燃えていた。すぐに台所の水で消火したことにより、大事には至りませんでした。

住宅用火災警報器は、消防法と四日市市火災予防条例により、設置が義務付けられていますので、必ず設置しましょう。また定期的な点検も必ず行いましょう。



四日市市北消防署

3/12  
(月)

## ヘルスリーダーによるイキイキ教室！

健康づくりボランティアのヘルスリーダーと一緒に、運動とレクリエーションで楽しく！笑って！介護予防を目指しましょう！

日時	3月12日(月) 10:00~11:30
場所	富洲原地区市民センター 2階大会議室
対象	おおむね65歳以上の方
参加費	無料
申込	不要(当日、直接会場へ)
持ち物	タオル、飲み物、運動しやすい服装
問合せ	四日市市役所 健康づくり課 ☎354-8291



## 四日市市議会 議会報告会のお知らせ

2月定例会議会の議会報告会を、3月27日、28日に開催します。常任委員会ごとに分かれて4会場で開催します(詳細は下記参照)。定例会議会でどのような議論がされたのかを、議員が直接、市民の皆さんにお伝えします。報告会の後にシティ・ミーティング(意見交換会)を開催します。市内に在住または通勤・通学する人を対象とし、事前のお申し込みは不要ですので、参加を希望する会場にどうぞお気軽にお越しください。

### 第1部：議会報告会 第2部：シティ・ミーティング(意見交換会)

月日	平成30年3月27日(火)		平成30年3月28日(水)	
時間	18:30~20:45		18:30~20:45	
常任委員会	総務	都市・環境	教育民生	産業生活
所管事項	市政の企画、財務、危機管理、消防など	道路、住宅、上下水道、環境衛生など	教育、こども、健康福祉など	商工業、農林水産業、市民文化、市立病院など
シティ・ミーティングテーマ	○防災全般について	○交通施策について	○教育民生常任委員会の所管事項全般について	○市立四日市病院に期待する役割
会場	橋北交流会館 3階第6会議室	常磐地区市民センター 2階大会議室	四郷地区市民センター 2階大会議室	保々地区市民センター 2階会議室

※頂戴するご意見は、口頭によるものを基本とします。

※全会場、手話通訳いたします(事前予約は不要です)。

※天候等により中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※進行状況によっては、記載された予定時刻よりも早く終わる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 四日市市議会事務局 議事課 ☎354-8340

市民・消費生活相談室に寄せられた相談事例などから、安全に安心して消費生活を送るために役立つ情報をお知らせします。

### ～クーリングオフの基礎知識～

「冷静に考えれば契約しなかったのに・・・」「怖そうな訪問販売員に強引にせまられ・・・」クーリングオフは、このような消費者を救うための制度で、一定の条件の場合に、消費者からの一方的な意思表示のみで、定められた期間内であれば無条件で解除できる制度です。

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・連鎖販売取引(マルチ商法)
- ・特定継続的役務提供(1か月を超えるエステサロン、2ヶ月を超える学習塾や結婚相手紹介サービス等。いずれも5万円を超えるもの)などが対象になります。

ただし3,000円未満の商品を現金で支払った場合や、自発的に店舗に出向いた買い物、もしくは通信販売はできません。(通信販売の業者によっては、一定期間の返品を認めている場合があります)

ポイントは「期間がある」ということ。クーリングオフ制度について告知のある申込書面・契約書面(法定書面といいます)を受け取ってから8日間(マルチ商法等は20日間)以内の手続きが必要です。

「解約したい」と思ったら早めに手続きすることが肝心です。

クーリングオフについての詳しいことは、市民・消費生活相談室までご相談ください。



■この記事に関する問い合わせ先 市民・消費生活相談室 ☎354-8147 Fax354-8452

■契約トラブルに関するご相談は相談専用電話 ☎354-8264

受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00、13:00~16:00